

設計書の貸与及び有償譲渡基準要領

昭和 6 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、市が契約する場合、当該契約に要する設計書の貸与及び有償譲渡について、適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(有償の範囲)

第 2 条 有償となる設計書は、一の契約行為を単位とし、その入札又は随意契約に要する設計書をいう。ただし、一部変更契約等の設計書は、有償の範囲より除くことができる。

(設計書の貸与)

第 3 条 市長は、契約規則第 1 7 条第 1 項の規定により指名された者に対し設計書を貸与し、入札執行後直ちに当該設計書を返還させるものとする。

2 返還すべき設計書が、破損、汚損等により使用することができないときは、第 5 条の規定により設定された実費額を弁償させることができる。この場合において、実費額を弁償させたときは、当該設計書は返還を要しないものとする。

(設計書の譲渡及び経費の負担)

第 4 条 前条第 1 項の規定により返還された設計書は、落札者に譲渡するものとする。

2 前項の規定により設計書の譲渡を受けた落札者は、本市と契約の締結を行うまでに次条の規定により設定された実費額を納入するものとする。

(設計書の経費の設定)

第 5 条 有償となる設計書は、すべて実費負担とする。

2 前項の実費額は、工事の発注等を所管する課からの通知に基づき、契約課が設定する額とする。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 3 日改正）

この要領は、平成 7 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 2 月 9 日改正）

この要領は、平成 8 年 1 2 月 9 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 7 月 1 日改正）

この要領は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 6 月 1 日改正）

この要領は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。